

見積合わせ情報

安芸太田町長

掲 示 日	令和 8 年 7 月 1 5 日
件 名	公用車売払
引 渡 場 所	安芸太田町役場 (安芸太田町大字戸河内 784 番地 1)
最 低 売 却 価 格	¥ 1 -
発 注 担 当 課	総務課
参 加 資 格 要 件	① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。 ② 安芸太田町内に住所を有する個人又は本店等が所在する法人。 ③ 安芸太田町税の滞納がないこと。 ④ 安芸太田町入札参加資格名簿登載者においては、公募日から見積書提出期限までの間のいずれの日においても町の指名除外を受けていないこと。
仕 様 等	安芸太田町ホームページに仕様書掲載 ※質問又は現車確認依頼は、総務課に問い合わせること。
提 出 書 類	① 見積書 ・見積書は、指定様式を使用すること。 ② 安芸太田町税の完納証明書の原本(写し不可) ・役場税務住民課において交付(手数料 3 0 0 円)。 ※ 見積書の作成等に係る費用は、見積者の負担とする。
提 出 方 法	① 見積書等 見積書及び完納証明書は、任意の封筒に次のことを記載したうえで封かんし、郵送又持参により提出すること。 ・書類名「見積書在中」※朱書き ・件名「公用車売払」 ・見積者名「個人の氏名又は法人の名称」 ② 提出期限 令和 8 年 7 月 2 9 日 午後 4 時まで(必着) ③ 提出場所 安芸太田町役場(総務課) ④ 開札日時 令和 8 年 7 月 3 0 日 午前 9 時 安芸太田町役場

相 手 方 の 決 定 方 法	参加資格を満たし、かつ、最低売却価格以上で、最高の価格をもって見積をした者を売払いの相手方として決定する。 ただし、同価の最高価格見積者が2人以上あるときは、その場で、ただちに見積者本人又は当該契約事務に関係しない職員によるくじにおいて決定するものとする。
見 積 結 果	見積書の一斉開封及び内容確認後、決定した者に通知する。 なお、見積者は、開封時に立会することができる。
契 約 方 法	売払いの相手方は、通知日から5日以内に契約しなければならない。
そ の 他	次の各号に掲げる見積りは、無効とする。 ① 見積合わせに参加する者に必要な資格のない者が見積書を提出したとき。 ② 見積参加者が2以上の見積書を提出したとき。 ③ 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して見積書を提出したとき。 ④ 見積参加者が連合して見積書を提出したとき。 ⑤ 必要な記載事項を確認できない見積書を提出したとき。 ⑥ その他契約担当職員において定めた見積合わせに関する条件に違反したとき。
問 い 合 わ せ 先	安芸太田町総務課 電話（0826）－28－2111